

北区地域公共交通会議設置要綱

31 北土土第1994号
令和元年10月30日区長決裁

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、北区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関する事項
- (2) コミュニティバス等の地域公共交通の運行計画に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者で区長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 区長が指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) 学識経験者
- (10) 前各号に掲げる者のほか交通会議の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、委員の互選により選出された者を充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 交通会議の議決を要する事項は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のために交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 7 交通会議は公開とする。ただし、会長が必要があると認めたときは、非公開とすることができる。
- 8 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（交通会議の運営の特例）

第6条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認めた場合は、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- 2 前項の規定による場合は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 3 第1項の規定による場合は、前条第7項の規定は適用しない。

（庶務）

第7条 交通会議の庶務は、土木部土木政策課が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月30日から施行する。

付 則（令和2年5月25日区長決裁2北土土第1206号）

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。